

(厚生省報告例)

第 1 精神障害者申請・通報・届出状況

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

0 9 0 1 0

	申 請 通 報 届 出 件 数 (1)	調 査 に よ り 診 察 と の 必 要 が な い た ら 認 め た 者 (2)	診 察 を 受 け た 者	
			法 第 29 条 該 当 症 状 の 者 (3)	法 第 29 条 該 当 症 状 で な か っ た 者 (4)
一 般 か ら の 申 請 (01)				
警 察 官 か ら の 通 報 (02)				
檢 察 官 か ら の 通 報 (03)				
保 護 観 察 所 の 長 か ら の 通 報 (04)				
矯 正 施 設 の 長 か ら の 通 報 (05)				
精 神 病 院 の 管 理 者 か ら の 届 出 (06)				
計 (07)				

日本工業規格 A列 4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条から第26条の2までの規定により、申請、通報又は届出がなされた精神障害者又はその疑いがある者について行った調査、診察の状況を申請、通報又は届出の経路別に計上すること。
2 表頭の「調査により診察の必要がないと認めた者(2)」には、その年度中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その年度中に処理したものを計上し、「診察を受けた者」には、その年度中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その年度中に診察の結果が判明した者を計上すること。
3 同一人について表側の2以上の区分に該当する申請、通報又は届出がなされた者については、該当する区分の最下段にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第 2 精神障害者措置入院・仮退院状況

都道府県名
指定都市

0 9 0 2 0

平成 9 年度分

	前年度末患者数 (1)	本年度中新規患者数 (2)	本年度中解除患者数 (3)	本年度末患者数 (4)
措置患者 (01)				
仮退院患者 (02) (「措置患者」の再掲)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、措置入院した患者及び法第40条の規定により仮退院の許可をした患者数を計上すること。
2 「前年度末患者数(1)」の表側「措置患者 (01)」には、前年度末の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。
3 「本年度中新規患者数(2)」には、その年度中に新たに措置入院した患者数を計上すること。
4 「本年度中解除患者数(3)」には、その年度中に措置入院を解除された患者数を計上すること。
5 「本年度末患者数(4)」の表側「措置患者 (01)」には、その年度末現在の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。

(厚生省報告例)

第 3 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

0 9 0 3 0

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

医 療 保 護 入 院			応 急 入 院 届 出 数 (4)	仮 入 院 届 出 数 (5)
保 譲 者 の 同 意 に よ る 入 院 届 出 数 (1)	扶 養 義 務 者 の 同 意 に よ る 入 院 届 出 数 (2)	退 院 届 出 数 (3)		

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条、第33条の2、第33条の4及び第34条の2の規定により精神病院の管理者から届け出られた医療保護入院、退院、応急入院及び仮入院のその年度中の届出数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 4 精神医療審査会の審査状況

0 9 0 4 0

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

(定期の報告等)

	審 査 件 数 (1)	審 査 結 果 件 数			審 査 中 (5)
		現 在 の 入 院 形 態 が 適 当 (2)	他 の 入 院 形 態 へ の 移 行 が 適 当 (3)	入 院 継 続 不 要 (4)	
医療保護入院時の届出 (01)					
入院中の定期報告	医療保護入院 (02)				
	措置入院 (03)				
計	(04)				

(退院等の請求)

	審 査 件 数 (1)	審 査 結 果 件 数		審 査 中 (4)
		入 院 又 は 処 遇 は 適 当 (2)	入 院 又 は 処 遇 は 不 適 当 (3)	
退院の請求 (05)				
処遇改善の請求 (06)				
計	(07)			

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定に基づいて審査されたもの（定期の報告等）及び法第38条の5第2項の規定に基づいて審査されたもの（退院等の請求）について、その年度中の審査件数・審査結果件数及び審査中の件数を計上すること。

2 (定期の報告等)は次の式が成立すること。

「本年度報告の(1)」+「前年度報告の(5)」=「本年度報告の(2)+(3)+(4)+(5)」

3 (退院等の請求)は次の式が成立すること。

「本年度報告の(1)」+「前年度報告の(4)」=「本年度報告の(2)+(3)+(4)」

(厚生省報告例)

第5 精神障害者通院医療

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

0 9 | | | 0 5 0 | | |

	被用者保険		国民健康保険	老人保健法	生保護法	その他	計
	本人 (1)	家族 (2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
申請 (01)							
合格 (02)							
承認 (03)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による通院医療費の公費負担の申請、合格及び承認についての人員を計上すること。
2 表頭「被用者保険」の「本人(1)」「家族(2)」又は「国民健康保険(3)」の被保険者であって、老人保健法による医療受給者は「老人保健法(4)」にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第 6 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

0 9 0 6 0

	前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転 入 (年度中) (3)	転 出 (年度中) (4)	返 還 (年度中) (5)	障害の等級 の変更 (年度中)		年 度 末 現 在 (8)	有効期限切れ (8) の再掲 (9)
						増 (6)	減 (7)		
1 級 (01)									
2 級 (02)									
3 級 (03)									
計 (04)									

日本工業規格 A列4番

(注) この表には、都道府県又は指定都市に備えられている精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載内容に基づいて計上すること。

(厚生省報告例)

第 7 精神保健福祉センターにおける相談等

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

0 9 0 7 0

	相談、デイ・ケア、訪問指導					(再掲) 相 談							
	(再掲) 新規者の受付経路					実人員	延 人 員						
	保健所	市町村	医療機関	その他の	老人精神保健		社会復帰	アルコール	思春期	心の健康づくり	その他	計	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
男 (01)													
女 (02)													

	(再掲) デイ・ケア		(再掲) 訪問指導		電話相談 延人員 (18)		普 及 啓 発		
	実人員	延人員	実人員	延人員			地域住民への講演会等 (19)	精神障害者(家族)に対する教室等 (20)	地域住民と精神障害者との地域交流会 (21)
	(14)	(15)	(16)	(17)					
男 (01)									
女 (02)									

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健福祉センターが本年度中に行った精神保健福祉に関する相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。

(厚生省報告例)

第 8 精神保健福祉センターにおける技術指導等

都道府県名
指定都市

平成 9 年度分

0 9 0 8 0

	技術指導・援助(延件数)							教育研修	
	老人精神保健 (1)	社会復帰 (2)	アルコール (3)	思春期 (4)	心の健康づくり (5)	その他 (6)	計 (7)	件数 (8)	参加延人員 (9)
保健所 (01)									
市町村 (02)									
福祉事務所 (03)									
医療施設 (04)									
老人保健施設 (05)									
社会福祉施設 (06)									
その他 (07)									
計 (08)									

	組織育成					
	患者会 (10)	家族会 (11)	断酒会 (12)	職親会 (13)	その他 (14)	計 (15)
支援件数 (09)						

日本工業規格 A列4番

(注) この表には、精神保健福祉センターが本年度中に関係機関に対して行った精神保健福祉に関する技術指導・援助及びその職員に対する教育研修の件数等並びに精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 9 精神保健福祉センターにおける職種別職員設置状況

都道府県名
指定都市

平成 9 年度末現在

0 9 0 9 0

	医 師 (1)	保 健 婦 (士) (2)	看 護 婦 (士) (3)	作 業 療 法 士 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
実 人 員 (01)						
精神保健福祉相談員 ((01)の再掲)(02)						

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健福祉センターの本年度末現在における職種別職員数を次により計上すること。

- 1 精神保健福祉センターに勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、休職中の者を除く。）について、職種別に区分して計上すること。
- 2 3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 3 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

(厚生省報告例)

第 10 栄 養 士 免 許 交 付

都道府県名

平成 9 年度分

0 9 1 0 0

指 定 養 成 施 設 卒 業 (1)	試 驗 合 格 (2)	計 (3)

日本工業規格 A列 4 番

- (注) 1 この表には、栄養士法第2条及び第4条の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を、同法施行令第2条の規定により作成した栄養士名簿に基づいて計上すること。
2 「指定養成施設卒業(1)」には、法第2条の規定に該当する者を計上すること。
3 「試験合格(2)」には、旧法第2条第1項第2号の規定に該当する者を計上すること。

(厚生省報告例)

第 11 調 理 師 免 許 交 付

都道府県名

0 9 1 1 0

平成 9 年度分

指定養成施設卒業者 (1)	講習課程修了者 (2)	都道府県知事試験合格者 (3)	附則第3項による講習認定 (4)	計 (5)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、調理師法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を、法第5条第2項に規定する調理師名簿に基づいて計上すること。
2 「指定養成施設卒業者(1)」には、法第3条第1項第1号に該当する者を計上すること。
3 「講習課程修了者(2)」には、旧法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
4 「都道府県知事試験合格者(3)」には、法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
5 「附則第3項による講習認定(4)」には、昭和56年法第89号附則第3項に該当する者を計上すること。

(厚生省報告例)

第 13 給 食 施 設

都道府県名

平成 9 年度末現在

0 9 1 3 0

		管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士 ・栄養士ど ちらもいな い施設数 (8)
		施設数 (1)	管理栄養士数 (2)	施設数 (3)	管理栄養士数 (4)	栄養士数 (5)	施設数 (6)	栄養士数 (7)	
集 團	学 校 (01)								
	病 院 (02)								
	老人保健施設 (03)								
	児童福祉施設 (04)								
	社会福祉施設 (05)								
	矯 正 施 設 (06)								
	寄 宿 舎 (07)								
	事 業 所 (08)								
	一般給食センター (09)								
	そ の 他 (10)								
	計 (11)								
給 食 施 設 再 掲 括	学 校	該当施設 (12)							
	病 院	該当施設 (14)							
	老人保健施設	該当施設 (16)							
	児童福祉施設	該当施設 (18)							
	社会福祉施設	該当施設 (20)							
	矯 正 施 設	該当施設 (22)							
	寄宿舎	該当施設 (24)							
	事 業 所	該当施設 (26)							
	一般給食センター	該当施設 (28)							
	そ の 他	該当施設 (30)							
	計	該当施設 (32)							
		指定施設 (29)							
		指定施設 (31)							
		指定施設 (33)							
そ の 他 の 給 食 施 設	学 校 (34)								
	病 院 (35)								
	老人保健施設 (36)								
	児童福祉施設 (37)								
	社会福祉施設 (38)								
	矯 正 施 設 (39)								
	寄宿舎 (40)								
	事 業 所 (41)								
	一般給食センター (42)								
	そ の 他 (43)								
	計 (44)								

日本工業規格 A列 3 番

(注) この表には、栄養改善法第9条の2に規定する集団給食施設及び平成8年4月30日健医発第546号保健医療局長通知によるその他の給食施設について、管理栄養士・栄養士の配置別に区分し、年度末現在の施設数及び管理栄養士数・栄養士数を施設の種類別に計上すること。ただし、法第9条の2第3項に基づく指定要件に該当する「該当施設」と「指定施設」については、集団給食施設の再掲として施設数のみ計上すること。

集団給食施設又はその他の給食施設であって、同一施設が表側の複数の施設に給食を供給している場合は、給食設備（調理場等）を有する区分にのみ計上すること。

なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

第14衛生検査

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度分

0 9 1 4 0

		依頼によるもの				自らの調査・研究として行うもの (5)
住民	保健所	保健所以外の行政機関 (3)	その他(医療機関、学校、事業所等) (4)	(5)		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
細菌検査	分離・同定・検出(01)					
	抗体検査(02)					
	化学療法剤に対する耐性検査(03)					
結核	分離・同定・検出(04)					
	化学療法剤に対する耐性検査(05)					
性病	梅毒(06)					
	その他の(07)					
ウイルス・リケッチア等検査	ウイルス(08)					
	リケッチア(09)					
	クラミジア・マイコプラズマ(10)					
抗体検査	ウイルス(11)					
	リケッチア(12)					
	クラミジア・マイコプラズマ(13)					
病原微生物の動物試験(14)						
原虫寄生虫等	原虫(15)					
	寄生虫(16)					
	そ族・節足動物(17)					
	真菌・その他の(18)					
食中毒	病原微生物 検査	細菌(19)				
		ウイルス(20)				
	理化学的検査(21)					
	その他の(22)					
臨床検査	血液検査(血液一般検査)(23)					
	エイズ(HIV)検査(24)					
	HBs抗原、抗体検査(25)					
	その他の(26)					
	生化学検査(27)					
	先天性代謝異常検査(28)					
	尿一般(29)					
	尿検査	神経芽細胞腫(30)				
		その他の(31)				
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)(32)					
	その他の(33)					
食品等検査	細菌学的検査(34)					
	理化学的検査(残留農薬・食品添加物等)(35)					
	その他の(36)					

		依頼によるもの				自らの調査・研究として行うもの (5)
住民	保健所	保健所以外の行政機関 (3)	その他(医療機関、学校、事業所等) (4)	(5)		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
医薬品家庭用品等検査	医薬品(37)					
	医薬部外品(38)					
	化粧品(39)					
	医療用具(40)					
	毒劇物(41)					
	家庭用品(42)					
	その他の(43)					
栄養関係検査(44)						
水道等水質検査	細菌学的検査(45)					
	水道原水	理化学的検査(46)				
		生物学的検査(47)				
	飲用水	細菌学的検査(48)				
		理化学的検査(49)				
	利用水等(水等を含む)	細菌学的検査(50)				
		理化学的検査(51)				
廃棄物関係検査	細菌学的検査(52)					
	一般廃棄物	理化学的検査(53)				
		生物学的検査(54)				
	産業廃棄物	細菌学的検査(55)				
		理化学的検査(56)				
		生物学的検査(57)				
環境・公害関係検査	SO ₂ ・NO ₂ ・OX等(58)					
	浮遊粒子状物質(59)					
	降下媒塵(60)					
	有害化学物質・重金属等(61)					
	酸性雨(62)					
	その他の(63)					
	公共用水域(64)					
	工場・事業場排水(65)					
	浄化槽放流水(66)					
	その他の(67)					
	騒音・振動(68)					
	悪臭検査(69)					
	土壤・底質検査(70)					
	環境生物(藻類・プランクトン・魚介類)(71)					
	その他の(72)					
	一般室内環境(73)					
	その他の(74)					
	環境試料(雨水・空気・土壤等)(75)					
	食晶品(76)					
	その他の(77)					
	温泉(鉱泉)泉質検査(78)					
	その他の(79)					

日本工業規格A列3番

(注) 1 この表には、都道府県、指定都市、中核市、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区の衛生検査施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その年度中に行った衛生検査の件数を計上すること。

2 その年度中に検査の結果が判明したものについて計上すること。

(厚生省報告例)

第 15 地方衛生研究所における職種別職員設置状況

0 9 1 5 0

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度末現在

	医 師	歯科医師	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 婦 (土)	看 護 婦 (土)	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 檢 查 技 師	衛 生 檢 查 技 師	管 理 栄 养 士	栄 养 士	その他の 技術系職 員	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
実 人 員 (01)														

日本工業規格 A列 4番

- (注) 1 この表には、都道府県、指定都市、中核市、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区の衛生検査施設（地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。）の職員の本年度末現在における職種別職員数を次により計上すること。
なお、政令市又は特別区で衛生検査施設を有する都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 衛生検査施設に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、休職中の者を除く。）について、職種別に区分して計上すること。
- 3 3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 4 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

(厚生省報告例)

第 16 建 築 物 環 境 衛 生

都道府県名

平成 9 年度分

0 9 1 6 0

		特 定 建 築 物 届 出 施 設 数		立 入 檢 査 回 数 (3)	処 分 件 数 (年 度 中)		被 指 導 施 設 数 (6)
		新規届出(年度中) (1)	施設数(年度末現在) (2)		改 善 命 令 (4)	使 用 停 止・ 使 用 制 限 (5)	
特 定 建 築 物	興 行 場 (01)						
	百 貨 店 (02)						
	店 舗 (03)						
	事 務 所 (04)						
	学 校 (05)						
	旅 館 (06)						
	その他の特定建築物 (07)						
	再掲 もっぱら事務所の用途 に供される特定建築物 (08)						
そ の 他 の 建 築 物 (09)							
計 (再掲を除く。) (10)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の施設数並びに立入検査回数、処分件数及び保健所が指導を行った施設の延数を計上すること。
 なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 立入検査もかねて指導を行った場合は、「立入検査回数(3)」及び「被指導施設数(6)」のそれぞれに「1」と計上すること。
- 3 表頭「使用停止・使用制限(5)」には、法第12条の規定に基づいて、特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止又は制限した延件数を計上すること。
- 4 表側「その他の特定建築物(07)」には、集会場、図書館、美術館又は遊技場を計上すること。
- 5 「もっぱら事務所の用途に供される特定建築物(08)」には、建物の全部が事務所の用途に供される建築物で、都道府県知事又は政令市の市長が都道府県労働基準局長に通知した事務所を再掲で計上すること。

(厚生省報告例)

第 17 建築物環境衛生に係る登録営業所

都道府県名

0 9 1 7 0

平成 9 年度分

	登録営業所数 (年度末現在) (1)	登録件数 (年度中) (2)	登録廃止件数 (年度中) (3)	登録取消件数 (年度中) (4)	登録有効期間 満了件数 (年度中) (5)
建築物清掃業 (01)					
建築物空気環境測定業 (02)					
建築物飲料水水質検査業 (03)					
建築物飲料水貯水槽清掃業 (04)					
建築物ねずみ・こん虫等防除業 (05)					
建築物環境衛生一般管理業 (06)					
計 (07)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について、登録営業所数、登録件数、登録廃止件数、登録取消件数及び登録有効期間満了件数を計上すること。
- 2 表側には、法第12条の2第1項による事業の種別に区分して計上すること。
なお、同一営業所で2種以上の登録をしている場合は、登録の種別により、それぞれ「1」と計上すること。
- 3 「登録有効期間満了件数(5)」には、法第12条の2第5項に定める登録の有効期間をその年度中に満了した営業所数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 18 墓地、火葬場及び納骨堂

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 1 8 0

平成 9 年度末現在

	墓 地 (1)	火 葬 場 (2)	納 骨 堂 (3)
地方公共団体(01)			
民 法 法 人 (02)			
宗 教 法 人 (03)			
個 人 (04)			
そ の 他 (05)			
計 (06)			

日本工業規格 A列4番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長から経営の許可を受けて現に経営している墓地、火葬場及び納骨堂の年度末現在の数を経営主体別に計上すること。

(厚生省報告例)

第 19 埋 葬 及 び 火 葬 並 び に 改 葬

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 | | | 1 9 0 | | |

平成 9 年度分

	埋葬 (1)	火葬 (2)	計 (3)
死体 (01)			
死胎 (02)			

改葬 (4)	無縁墳墓の改葬 (4) の 再掲) (5)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定により、市町村長が交付した、死体・死胎埋葬許可証、死体・死胎火葬許可証及び改葬許可証の枚数を市町村長（指定都市の市長及び中核市の市長を除く。）から報告を求めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 20 興 行 場

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 | | | 2 0 0 | | |

平成 9 年度分

常設の興行場数(年度末現在)			営業許可件数(年度中)		営業廃止件数(年度中) (6)	処分件数(年度中)	
映画館 (1)	スポーツ施設 (2)	その他 (3)	常設の興行場 (4)	仮設の興行場 (5)		営業許可取消 (7)	営業停止 (8)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、興行場法第2条第1項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している興行場の本年度末現在数並びに本年度中における興行場の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「映画館(1)」「スポーツ施設(2)」「その他(3)」の区分は当該施設における許可内容により計上すること。
例えば、許可内容に2種以上の興行種目が記載されている場合は、その興行種目中に映画館とスポーツ施設が含まれているときは「映画館(1)」に、映画館が含まれずスポーツ施設が含まれているときは「スポーツ施設(2)」に、映画館とスポーツ施設が含まれていないときは、「その他(3)」に計上すること。
- 3 「営業許可取消(7)」及び「営業停止(8)」には、法第6条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 2 1 0

平成 9 年度分

ホテル営業(年度末現在)		旅館営業(年度末現在)		簡易宿所 営業施設数 (年度末現在)	下宿営業 施設数 (年度末現在)	営業許可 件数 (年度中)	営業廃止 件数 (年度中)	処分件数(年度中)	
施設数 (1)	客室数 (2)	施設数 (3)	客室数 (4)					営業許可取消 (9)	営業停止 (10)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、旅館業法第3条第1項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している旅館業の本年度末現在の施設数及び客室数(簡易宿所営業及び下宿営業については施設数のみ。)並びに本年度中における旅館業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「下宿営業施設数(6)」には、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が当該施設において行う下宿営業は計上しないこと。
- 3 「営業許可取消(9)」及び「営業停止(10)」には、法第8条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 22 公 衆 浴 場

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 2 2 0

平成 9 年度分

公 衆 浴 場 (年度末現在)							営業許可件数(年度中)	営業廃止件数(年度中)	処分件数(年度中)	
公 営		私 営							営業許可取消	営業停止
普通浴場	その他の浴場	普通浴場	個室付浴場	ヘルスセンター	サウナ風呂	その他	(8)	(9)	(10)	(11)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、公衆浴場法第2条第1項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している公衆浴場の年度末現在の施設数並びに本年度中における営業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 公営の「普通浴場(1)」及び私営の「普通浴場(3)」には、公衆浴場の入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第2条に基づく都道府県の条例による規制の対象にされているものを計上すること。公営の「その他(2)」には、「普通浴場(1)」に該当しないものを計上すること。
- 3 私営の「個室付浴場(4)」には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項第1号に規定する営業をするものを計上し、「ヘルスセンター(5)」には、入浴施設のほかに休憩施設、娯楽施設、食堂又は喫茶室を設ける等娯楽又は休養を享受させる営業を主とするものを計上し、「サウナ風呂(6)」には、熱気を直接使用する入浴設備を主として利用させるものを計上すること。「その他(7)」には、前記「(3)」から「(6)」までに該当しないものを計上すること。
- 4 「営業許可取消(10)」及び「営業停止(11)」には、法第7条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 23 理 容

都道府県名

平成 9 年度分

0 9 2 3 0

理 容 師 (年度中)			理 容 所			
免 許 件 数 (1)	処 分 件 数		施 設 数 (年度末現在) (4)	従 業 理 容 師 数 (年度末現在) (5)	使 用 確 認 件 数 (年 度 中) (6)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 度 中) (7)
	免 許 取 消 (2)	業 務 停 止 (3)				

日本工業規格 A列 4番

- (注) 1 この表には、理容師法の規定による理容師の免許件数及び処分件数並びに理容所の施設数、従業理容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。
なお、この表のうち、「理容師」中の「(3)」及び「理容所」中の「(4)」から「(7)」までには、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第2条の規定により、都道府県知事が本年度中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する理容師名簿に基づいて計上すること。
- 3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年度中に行った免許取消しの処分件数を計上すること。
- 4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が本年度中に行った業務停止の処分件数を計上すること。
- 5 「使用確認件数(6)」には、法第11条の2の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が理容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。
- 6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第14条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が理容所の閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 24 美 容

都道府県名

平成 9 年度分

0 9 2 4 0

美 容 師 (年度中)			美 容 所			
免 許 件 数 (1)	処 分 件 数		施 設 数 (年度末現在) (4)	従 業 美 容 師 数 (年度末現在) (5)	使 用 確 認 件 数 (年 度 中) (6)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 度 中) (7)
	免 許 取 消 (2)	業 務 停 止 (3)				

日本工業規格 A列 4 番

(注) 1 この表には、美容師法の規定による美容師の免許件数及び処分件数並びに美容所の施設数、従業美容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。

なお、この表のうち、「美容師」中の「(3)」及び「美容所」中の「(4)」から「(7)」までには、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「免許件数(1)」には、法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年度中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する美容師名簿に基づいて計上すること。

3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年度中に行った免許取消しの処分件数を計上すること。

4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が本年度中に行った業務停止の処分件数を計上すること。

5 「使用確認件数(6)」には、法第12条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が美容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。

6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第15条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が美容所の閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第25 クリーニング

都道府県名

0 9 2 5 0

平成 9 年度分

クリーニング師（年度中）		クリーニング所						
免許件数 (1)	免許取消件数 (2)	施設数 (年度末現在) (3)	特定洗たく物を取り扱う施設数 (3)の再掲) (4)	取次所数 (3)の再掲) (5)	従業クリーニング師数 (年度末現在) (6)	使用確認件数 (年度中) (7)	処分件数（年度中）	
							措置命令 (8)	閉鎖・停止命令 (9)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、クリーニング業法の規定によるクリーニング師の免許件数及び免許取消件数並びにクリーニング所の施設数、従業クリーニング師数、使用確認件数及び処分件数を計上すること。
なお、この表のうち「クリーニング所」中の「(3)」から「(9)」までには、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第6条の規定により、都道府県知事が本年度中に与えた免許件数を、法第8条第1項に規定するクリーニング師名簿に基づいて計上すること。
- 3 「施設数（年度末現在）(3)」には、法第5条の2の規定により都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が使用確認をしているクリーニング所の年度末現在数を計上すること。
- 4 「特定洗たく物を取り扱う施設数（3)の再掲)(4)」には、「施設数（年度末現在）(3)」に計上したクリーニング所のうち、法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うクリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものは除く。）について、年度末現在数を再掲し、計上すること。
- 5 「取次所数（3)の再掲)(5)」には「施設数（年度末現在）(3)」に計上したクリーニング所のうち、受取及び引渡しのみを行うクリーニング所について、年度末現在数を再掲し、計上すること。
- 6 「使用確認件数（年度中）(7)」には、法第5条の2の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長がクリーニング所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。
- 7 「措置命令(8)」及び「閉鎖・停止命令(9)」には、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が、法第10条の2の規定により必要な措置をとることを命じた本年度中の件数及び法第11条の規定により営業の停止又は閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 26 許可を要する食品関係営業施設

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度分

0 9 2 6 0

	営業施設数 (年度末現在) (1)	営業許可施設数(年度中)			廃業施設数 (年 度 中) (4)	処 分 件 数 (年 度 中)						告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数 (年 度 中) (13)
		継	続	新		営業許可取消命令 (5)	営業禁止令 (6)	営業停止令 (7)	改善命令 (8)	物品廢棄命令 (9)	その他の 命令 (10)	無許可営業 (11)	その他 (12)	
		(2)	(3)	(8)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等 01													
	仕出し屋・弁当屋 02													
	旅 館 03													
	そ の 他 04													
	菓子(パンを含む)製造業 05													
	乳 处 理 業 06													
	特別牛乳さく取処理業 07													
	乳 製 品 製 造 業 08													
	集 乳 業 09													
	魚 介 類 販 売 業 10													
	魚 介 類 セリ売り営業 11													
	魚 肉 ねり 製 品 製 造 業 12													
	食品の冷凍または冷蔵業 13													
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外) 14													
	喫茶店営業 15													
	あ ん 類 製 造 業 16													
	アイスクリーム類製造業 17													
	乳 類 販 売 業 18													
	食 肉 处 理 業 19													
	食 肉 販 売 業 20													
	食 肉 製 品 製 造 業 21													
	乳酸菌飲料製造業 22													
	食 用 油 脂 製 造 業 23													
	マーマリン又はショートニング製造業 24													
	みそ 製 造 業 25													
	醤 油 製 造 業 26													
	ソース類 製 造 業 27													
	酒 類 製 造 業 28													
	豆 腐 製 造 業 29													
	納 豆 製 造 業 30													
	め ん 類 製 造 業 31													
	そ う ざ い 製 造 業 32													
	瓶詰(法第21条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業 33													
	食品の放射線照射業 34													
	清涼飲料水製造業 35													
	氷 雪 製 造 業 36													
	氷 雪 販 売 業 37													
	計 38													

日本工業規格A列3番

- (注)1 この表には、食品衛生法第21条第1項に規定する許可を要する食品関係営業施設について、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が営業許可をしている年度末現在の施設数及び処分件数等について計上すること。
 なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 「継続(2)」には、法第21条第3項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き同一営業について許可をしたその年度中の施設数を計上すること。
 3 「新規(3)」には、その年度中に同法施行規則第21条の規定により廃業の届出のあった施設数及び廃業の届出がないが法第21条第3項に規定する有効期間満了前に継続営業許可の申請がないため当初の許可の效力が消滅し、廃業として処理した施設数を計上すること。
 4 「処分件数」の「その他(10)」には、「営業許可取消命令(5)」から「物品廃棄命令(9)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。
 5 「調査・監視指導施設数(13)」には、法第21条第1項に規定する許可を要する営業施設に対して、食品衛生監視員が年度中に行った調査指導及び監視指導の施設数を計上すること。
 なお、計上単位は同一施設を1回調査指導又は監視指導することに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に調査指導又は監視指導した場合でも「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 27 許可を要しない食品関係営業施設

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 2 7 0

平成 9 年度分

		営業施設数 (年度末現在) (1)	処 分 件 数 (年度中)				告発件数 (年度中) (6)	監視指導数 (年 度 中) (7)
			営業禁止命令 (2)	営業停止命令 (3)	物品廃棄命令 (4)	その 他 (5)		
給食施設	学 校 (01)							
	病 院 ・ 診 療 所 (02)							
	事 業 所 (03)							
	そ の 他 (04)							
乳 さ く 取 業 (05)								
食 品 製 造 業 (06)								
野 菜 果 物 販 売 業 (07)								
そ う ざ い 販 売 業 (08)								
菓 子 (パンを含む。) 販 売 業 (09)								
食 品 販 売 業 (上記以外。) (10)								
添加物(法第7条第1項の規定により規格 が定められたものを除く。) の製造業 (11)								
添 加 物 の 販 売 業 (12)								
氷 雪 採 取 業 (13)								
器 具・容 器 包 装、おもちゃの製造業又は 販 売 業 (14)								
計 (15)								

日本工業規格 A列 4番

(注) 1 この表には、営業を行うに際し、食品衛生法第21条第1項に規定する営業の許可は必要としないが、同法施行令第3条に規定する監視又は指導の対象となっている食品関係営業施設についての施設数及び都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が法第22条及び法第23条の規定により行った処分等について計上すること。

なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「処分件数」の「その他(5)」には、「営業禁止命令(2)」から「物品廃棄命令(4)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。

3 「監視指導施設数(7)」には、法第21条第1項に規定する営業の許可は必要としないが、令第3条に規定する監視又は指導の対象となっている営業施設に対して、食品衛生監視員が年度中に行った監視指導の施設数を計上すること。

なお、計上単位は同一施設を1回監視指導するごとに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合でも「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第28 食品衛生管理者

0 9 2 8 0

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度末現在

	医 師 歯科医師 (1)	薬 剂 師 (2)	獣 医 師 (3)	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者				指定養成施設を修了した者 (8)	指定講習会を修了した者 (9)	計 (10)
				医学・歯学・薬学・獣医学 (4)	畜 産 学 (5)	水 産 学 (6)	農芸化学 (7)			
全粉乳（その容量が1,400グラム以下であるかんに収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業 (01)										
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業 (02)										
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業 (03)										
食品の放射線照射業 (04)										
食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業 (05)										
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業 (06)										
添加物（法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）の製造業又は加工業 (07)										
計 (08)										

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、食品衛生法第19条の17第1項に規定する食品衛生管理者について、年度末現在数を計上すること。
なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 食品衛生管理者としての資格要件を2以上併せ有する場合は、資格該当区分のうち、番号の最も若い区分にのみ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 29 製菓衛生師免許交付状況

0 9 2 9 0

都道府県名

平成 9 年度分

本年度中免許交付者数 (1)	本年度末現在免許交付者数 (2)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、製菓衛生師法第3条の規定により、都道府県知事が行った製菓衛生師免許の交付者数を、法第7条第1項の規定により作成した製菓衛生師名簿に基づいて計上すること。

SAMPLE

(厚生省報告例)

第 30 食品等の収去試験

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 3 0 0

平成 9 年度分

	試験した 収去検体数 (実数) (1)	不良検体数 (実数) (2)	不 良 理 由 (延 数)							暫定的規制値 の定められて いるものの試 験した収去検 体数(実数) (10)
			大腸菌群 (3)	異 物 (4)	添 加 物 使用基準 (5)	法 定 外 添 加 物 (6)	残 留 農 薬 基 準 (7)	抗 菌 性 物 質 (8)	そ の 他 (9)	
魚 介 類 (01)										
冷凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品 (02)									
	凍結直前に加熱された (03) 加熱後摂取冷凍食品									
	凍結直前未加熱の (04) 加熱後摂取冷凍食品									
	生食用冷凍鮮魚介類 (05)									
魚 介 類 加 工 品 (06) (かん詰・びん詰を除く。)										
肉 卵 類 及び そ の 加 工 品 (07) (かん詰・びん詰を除く。)										
乳 製 品 (08)										
乳 類 加 工 品 (09) (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)										
アイスクリーム類・氷菓 (10)										
穀 類 及び そ の 加 工 品 (11) (かん詰・びん詰を除く。)										
野菜類・果物及びその加工品 (12) (かん詰・びん詰を除く。)										
菓 子 類 (13)										
清 涼 飲 料 水 (14)										
酒 精 飲 料 (15)										
水 雪 (16)										
水 (17)										
かん詰・びん詰食品 (18)										
そ の 他 の 食 品 (19)										
添 加 物 及び そ の 製 劑 (20)										
器 具 及び 容 器 包 裝 (21)										
お も ち ゃ (22)										
計 (23)										

日本工業規格 A列 4 番

(注) 1 この表には、収去した食品(乳を除く。)等について、食品衛生法第18条第1項及び第2項に規定する検査施設において行った試験検査の件数を計上すること。

なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 当該検査施設において試験の結果が判明したものについて、その結果が判明した日の属する年度に計上すること。

3 表頭「不良理由(延数)」には、検査結果が不良であった検体について、その理由別に「大腸菌群(3)」から「その他(9)」までに計上すること。
例えば、同一検体について、2以上の不良理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。

4 表頭「暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数(実数)(10)」には、食品中に残留するP C B、魚介類に含まれる水銀について、当該検査施設において検査を行ったものについて計上すること。ただし、同一検体について、P C Bと水銀の検査を併せて行った場合も「1」と計上すること。

なお、同一検体について、表頭「(10)」欄の検査と表頭「(1)」～「(9)」欄の検査とを併せて行った場合は、「(10)」欄及び「(1)」～「(9)」の該当欄にそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第31 乳の収去試験

都道府県
指定都市名
中核市

0 9 3 1 0

平成 9 年度分

		乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査								乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査	
		試験した 収去検体 数(実数) (1)	不適検体 数(実数) (2)	不適理由(延数)						試験した 収去検体 数(実数) (10)	検査件数 (延数) (11)
無脂乳 固形分 (3)	乳脂肪 (4)	比 重 (5)	酸 度 (6)	細菌数 (7)	大腸菌群 (8)	抗菌性物質 (9)					
生 乳 (01)											
牛 乳 (02)											
部 分 脱 脂 乳 (03)											
加 工 乳	乳脂肪分 3 %以上 (04)										
	乳脂肪分 3 %未満 (05)										
そ の 他 の 乳 (06)											

日本工業規格 A列4番

(注) 1 この表には、収去した乳について、検査施設で行った試験検査の結果を計上すること。

なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 表側「その他の乳(06)」には、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳及び脱脂乳を計上すること。

3 表頭「乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査」には、収去検体のうち、省令によって成分規格の定めのない事項(例えば、農薬、重金属等)に関する検査を行った場合に計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 乳 处 理 量

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度分

0 9 3 2 0

		無殺菌乳 (キロリットル) (1)	殺菌乳 (キロリットル)			計 (5)
			62°C ~ 65°C (2)	75°C 以上 (3)	瞬間 (4)	
特 别 牛 乳 (01)						
牛 乳 (02)						
部 分 脱 脂 乳 (03)						
加 工 乳	乳脂肪分 3% 以上 (04)					
	乳脂肪分 3% 未満 (05)					
そ の 他 の 乳 (06)						

日本工業規格 A列 4 番

(注) 1 この表には、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が、食品衛生法第17条第1項の規定により、乳処理業を経営する者に報告させた乳について、乳の種類により処理方法別に、その処理量を計上すること。

なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 本年度中に報告のあった乳の処理量を「キロリットル」単位で、小数点以下は四捨五入し整数で計上すること。

3 表側「他の乳 (06)」には、殺菌山羊乳及び脱脂乳を計上すること。

(厚生省報告例)

第 33 環境衛生及び食品衛生関係職員

(第 1 表)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 9 年度末現在

0 9 | 3 3 0 |

	環境衛生監視員 (1)	環境衛生指導員 (2)	水道法第39条職員 (3)	食品衛生監視員 (4)	と畜検査員 (5)	食鳥検査員 (6)	狂犬病予防員 (7)	家庭用品衛生監視員 (8)	計 (9)
専従者 (01)									
兼務者 (02)									
計 (03)									
主にその業務に従事している者 (兼務者の再掲) (04)									

(注) 1 この表には、環境衛生及び食品衛生関係法令の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長から任命又は指定された環境衛生及び食品衛生関係職員について、3月31日現在数を計上すること。

なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 現に環境衛生及び食品衛生関係職員として職務に従事している者について、専従者・兼務者別、職種別に分類して計上すること。

(厚生省報告例)

第34 医療監視

都道府県名

0 9 | | | 3 4 0 | | |

平成 9 年度分

		医療監視 延件数 (1)	処 分 件 数						告 発 件 数 (7)	新規開設に 伴う使用 許可件数 (8)	構造設備の 変更に伴う 使用許可件数 (9)
			改 命 (2)	善 令 (3)	使 用 制 限 又 は 禁 止 (4)	管 理 者 變 更 (5)	許 可 の 取 消 (6)	閉 命 (7)			
病 院 (01)											
診 療 所	一 般 (02)										
	歯 科 (03)										
助 産 所 (04)											
計 (05)											

日本工業規格 A列4番

- (注) 1 この表には、医療法の規定により、医療監視員が行った医療監視延件数、処分件数及び告発件数並びに新規開設又は構造設備の変更に伴う使用許可件数について、本年度中の状況を表側の区分により計上すること。
なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「医療監視延件数(1)」には、法第25条第1項に規定する立入検査を行った延件数を計上すること。
例えば、同一の病院に3回出向いた場合は「3」と計上すること。
- 3 「新規開設に伴う使用許可件数(8)」「構造設備の変更に伴う使用許可件数(9)」には、新たに施設を開設したもの又は既存の施設で構造設備を変更したものについて、法第27条に規定する検査の後、使用許可証を交付した件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 35 医 療 法 人

0 9 3 5 0

都道府県名

平成 9 年度末現在

	財 団 (1)	社 団		
		持分の定めのあるもの (2)	持分の定めのないもの (3)	計 (4)
医 療 法 人 (01)				
特 定 医 療 法 人 (02) ((01)の再掲)				

	医 科 (5)	歯 科 (6)
一 人 医 師 医 療 法 人 (03) ((01)の再掲)		

日本工業規格 A列 4 番

- (注) 1 この表には、医療法第46条に規定する設立登記を終了した医療法人の年度末現在の数を計上すること。
ただし、2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は老人保健施設を開設する医療法人（厚生大臣所管分）については計上しないこと。
- 2 「財団(1)」には、財団たる医療法人の数を年度末現在で計上すること。
- 3 「社団」には、社団たる医療法人であって、定款に「持分の定めのあるもの(2)」（例えば、定款に解散時における残余財産の帰属処分の方法として「出資額に応じて分配する」等の記載のあるもの。）と「持分の定めのないもの(3)」に分けて計上すること。

(厚生省報告例)

第 41 旧制による保健婦、助産婦、看護婦及び看護士並びに新制による准看護婦及び准看護士の免許交付

都道府県名

0 9 4 1 0

平成 9 年度分

旧 制				新 制	
保 健 婦 (1)	助 産 婦 (2)	看 護 婦 (3)	看 護 士 (4)	准 看 護 婦 (5)	准 看 護 士 (6)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、保健婦助産婦看護婦法の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を計上すること。
2 「旧制」の「保健婦(1)」には、法第54条第2項及び法第56条の2の規定により、都道府県知事が旧保健婦規則によって与えた免許の数を保健婦籍から計上すること。
3 「旧制」の「助産婦(2)」「看護婦(3)」「看護士(4)」の各区分には、上記2に準じて計上すること。
なお、看護婦には、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律附則第11項の規定により免許を与えた者も含めて計上すること。
4 「新制」の「准看護婦(5)」には、法第8条の規定により、都道府県知事が准看護婦試験に合格した者に与えた免許の数を、法第12条の准看護婦籍から計上すること。
5 「新制」の「准看護士(6)」は、上記4に準じて計上すること。

(厚生省報告例)

第 46 薬 局

0 9 4 6 0

都道府県名

平成 9 年度末現在

開設者が自ら管理している薬局 (1)	開設者が自ら管理していない薬局 (2)	計 (3)	無 薬 局 町 村 (4)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局（法第5条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）の年度末現在数を、同法施行規制第8条に規定する許可台帳に基づいて計上するとともに、薬局の開設されていない町村の数を年度末現在により計上すること。
なお、薬局数を計上する際、法人が開設している薬局は「開設者が自ら管理していない薬局(2)」に計上すること。

SAMPLE

第47 薬事監視

0 9 4 7 0

都道府県名
平成 9 年度分

				違反発見件数(年度中)										処分件数(年度中)					
				無許可無届業(1)	無許可品(2)	不良品(3)	不正表示品(4)	虚偽・誇大等(5)	毒譲渡薬の等(6)	毒貯蔵陳列(7)	要指導医薬品等(8)	製限販目売(9)	構造不設備(10)	その他(11)	許可業務取消・停止(12)	構改組命令等(13)	検査命令等(14)	廃棄等(15)	その他の(16)
医	薬局(01)																		
	製造業	大臣許可分(02)	知事許可分(03)																
薬	薬局(04)																		
	輸入業	大臣許可分(05)	知事許可分(06)																
品	一般販売業(07)																		
	卸売業	大臣許可分(08)	知事許可分(09)																
医薬部外品	薬種商販売業(10)																		
	配達者	販売業(11)	従事者(12)																
医療用具	業務上取り扱う施設(13)																		
	製造業	大臣許可分(14)	知事許可分(15)																
化粧品	輸入販売業(16)																		
	販売業	大臣許可分(17)	知事許可分(18)																
医療用具	業務上取り扱う施設(19)																		
	輸入業	大臣許可分(20)	知事許可分(21)																
医療用具	専業修理業(22)																		
	製造業	大臣許可分(23)	知事許可分(24)																
医療用具	輸入業																		
	販売業	大臣許可分(25)	知事許可分(26)																
医療用具	業務上取り扱う施設(27)																		
	輸入業	大臣許可分(28)	知事許可分(29)																
計(30)																			

日本工業規格A列3番

(注) 1 この表には、薬事法の規定に基づいて、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長の許可を受けている施設及び届出のあった施設数、都道府県、政令市又は特別区の薬事監視員が行った立入検査施設数、立入検査による違反発見施設数並びに違反発見件数(立入検査を行わないで発見された違反を含む)、処分及び告発件数を、業種別(表側29区分をいう)に計上すること。

なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 国の別途指示によって行った、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(以下「医薬品等」という。)の品質に関する一斉取締まり、医薬品及び医療用具の製造(輸入販売)に係る法第43条の規定による検定のために行った検定品の抜取り及び業許可更新申請に基づく医薬品等のGMP適合性調査については計上しないこと。

(厚生省報告例)

第48 毒物劇物監視

都道府県名

平成 9 年度分

0 9 4 8 0

		登録・届出 ・許可施設数 (年度末現在) (1)	立入検査 施行施設 数 (年度中) (2)	違反発見 施設数 (年度中) (3)	毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去 (4)	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの (5)	無登録・無 届・無許可 施設発見件 数 (6)	処 分 件 数				告発件数 (11)
製造業	大臣登録分 (01)					登録・ 許可取消 (7)	業務停止 (8)	設備改 善命令 (9)	その他 (10)			
	知事登録分 (02)											
輸入業	大臣登録分 (03)											
	知事登録分 (04)											
一般販売業	(05)											
農業用品目販売業	(06)											
特定品目販売業	(07)											
電気めっき事業	(08)											
金属熱処理事業	(09)											
毒物劇物運送事業	(10)											
法第22条第5項の者	(11)											
計	(12)											
特定毒物研究者	(13)											

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録又は届出施設及び許可を受けている特定毒物研究者の数並びに立入検査、違反発見、処分及び告発等の件数を業種別(表側の12区分をいう。)に計上すること。

2 「登録・届出・許可施設数(1)」には、都道府県知事に登録又は届出が行われている施設及び許可を受けている特定毒物研究者の数(休止又は業務停止中のものを含む。)を年度末現在により業種別に計上すること。

3 法第17条第1項の規定により都道府県の毒物劇物監視員が行った立入検査の施行施設数等並びに都道府県知事が行った処分及び告発件数を、業種別に計上すること。
例えば、甲業の登録を受けている者が、無登録で乙業の営業を行っている場合に乙業に関する立入検査、処分又は告発を行ったときには、表側の乙業に計上すること。

4 「試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの(5)」には、収去したもので、試験の結果、本年度中に毒物劇物又は施行令及び指定令に定める毒物劇物含有物であることが判明した件数を計上すること。